

●香川県選挙管理委員会告示第72号

平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 28 日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

1 病院

名 称	所 在 地	指定年月日
略		
医療法人社団たけお会 岩佐病院	略	
医療法人社団三和会し おかぜ病院	略	
略		

2 ～ 6 略

改正前

1 病院

名 称	所 在 地	指定年月日
略		
医療法人社団たけお会 岩佐病院	略	
医療法人社団慶昭会おお にし病院	仲多度郡琴平町 3 5 0—10	昭和47年 2 月 10 日
医療法人社団三和会し おかぜ病院	略	
略		

2 ～ 6 略